

令和6年度

## 盛岡市立北松園小学校 いじめ防止基本方針

### I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### 1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こり得る，どの学校でも起こり得ることを踏まえ，全ての児童の尊厳が守られ，安心して安全に学校生活を送れるよう，いじめの未然防止に全教職員が取り組む。

#### 2 いじめの積極的な認知

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



「力の差」「継続性」「意図的」「深刻度」等の要素は，全く含まれない。

軽微なものや，悪質性がなく厚意あるいは無自覚に行ったことであっても，心身の苦痛を感じさせてしまった場合は，いじめ事案と捉える。

#### 3 学校及び教職員の責務

いじめが行われず，すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように，保護者他関係者との連携を図りながら，学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合には，適切かつ迅速にこれに対処し，さらにその再発防止に努める。

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階から積極的に認知する。

### II いじめ防止等の組織

#### 1 名称

北松園小学校いじめ防止対策委員会

#### 2 頻度

毎月下旬に開催する。また，緊急事案の時には適宜招集する。

#### 3 組織構成員

校長，副校長，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，該当担任，学年主任

#### 4 取組内容

- (1) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，いじめ防止基本方針の定期的見直しと修正
- (2) いじめに関わる研修会の企画（教職員の共通理解と意識啓発）
- (3) 児童や保護者・地域に対する校報等情報発信と意識啓発，意見聴取
- (4) いじめの相談，通報の窓口
- (5) いじめの疑いに関する情報の収集，記録，共有
- (6) 緊急会議の開催，事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者対応。
- (7) 毎月1回いじめの状況を確認すると共に職員間で共通理解し，指導にあたるため，定例の会議をもつ。

### Ⅲ いじめの未然防止の取組

#### 1 教職員の取組

##### (1) いじめについての共通理解

- ア いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。
- イ 児童に対し、全校朝会や学級活動などで、校長や担任などが日常的にいじめの問題に触れ、「いじめとは何か」「いじめは人間として絶対に許されないこと」を教えていく。  
※4月中に、道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する指導を行う。

##### (2) 児童の居場所づくりや絆づくり

児童の居場所づくり（有用感をもたせる役割や経験）や絆づくりをキーワードに、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

##### (3) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 道徳教育や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、児童の社会性と人権意識を育む。  
※毎月1日を「心の日」とし、いじめ防止を目的として、豊かな心の育成に向けた取組をする。また、担任がいじめ防止チェックリストを活用し、いじめ未然防止に努める。
- イ 社会体験・生活体験などの活動を通し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ウ マイノリティーに対する差別・偏見のないよう、指導・支援を行う。自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- エ 意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力を育む。
- オ 児童が円滑に他者とコミュニケーション能力を育むとともに、自己指導能力の向上を図る。

##### (4) いじめを生まない「居場所のある学級」づくりと「わかる授業」

- ア 居場所のある学級の中で「わかる授業」づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- イ 教職員の不適切な言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように十分注意を払う。

##### (5) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 教育活動全体を通じ、児童自らが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供できるように努める。
- イ 困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。

#### 2 児童の取組

児童会活動を中心に、児童自身がいじめ防止に関わる取組を行う。

- ア あいさつ運動
- イ 各種委員会活動 北小ハッピーニュース 児童朝会でのいじめ防止の呼びかけ等
- ウ いじめ防止標語づくり
- エ いじめ防止宣言書に各クラスで署名する。

#### Ⅳ いじめの早期発見の取組

- 1 いじめアンケート
  - (1) 児童を対象にしたアンケートの実施（6・11・2月の年間3回実施）
  - (2) 保護者向けのアンケート（11月に実施）
- 2 児童、保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制を整備
  - (1) 年3回以上児童の個人面談を行う。（6・11・2月のいじめアンケート実施後）
  - (2) 各種相談窓口の周知
  - (3) 保護者用いじめアンケートの活用
  - (4) 期末面談の活用
  - (5) 担任は毎月1日の「安全・安心・心の日」にいじめチェックシートで各クラスはいじめの状況を観察し、いじめ未然防止と早期発見に努める。
- 3 その他
  - (1) 日頃から、いじめ行為や危険行為等、気づいたら教師に報告することを習慣づける。傍観者にならないことが互いの生活を守り合うことを指導する。
  - (2) 児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。

#### Ⅴ いじめへの対処

- 1 基本姿勢
  - (1) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、定例や緊急の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
  - (2) 被害者児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
  - (3) 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応する。
- 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。いじめは、冷やかしかからかいなどからエスカレートする場合が多い。
  - (2) 児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - (3) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導主事または副校長に報告し、いじめ防止対策委員会で情報共有する。
  - (4) 速やかに関係児童から事情を聴き取り、事実を確認する。
  - (5) 校長は、事実確認の結果を教職員と共有し、適切な対応を講じる。
  - (6) 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じた場合は、警察に相談する。
- 3 被害児童・保護者への対応
  - (1) 被害児童から、事実関係の聴き取りを行う。
  - (2) 被害児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」をはっきりと伝える。
  - (3) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
  - (4) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。
  - (5) 被害児童にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える。
  - (6) 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室で学習させる。
  - (7) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得る。
  - (8) いじめが解消したと思われる場合でも、3か月継続して見守り、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### 4 加害児童への指導とその保護者への対応

- (1) 加害児童から事実関係の聴き取りを行う。
- (2) いじめがあったことが確認された場合、組織的に対応し、自分の行った行為を振り返らせ、反省を促す。
- (3) 聴き取りした内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- (4) 保護者と連携して、対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- (5) 加害児童にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- (6) 加害児童が抱える問題にも目を向け、継続的に指導・支援する。
- (7) **安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室で学習させる。※「いわていじめ問題防止対応マニュアル」 p 51**

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 観衆や傍観者の児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- (2) いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (3) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (4) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育む。

#### 6 インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、これを全体に指導する。また、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会等関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (3) 児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
- (4) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。
- (5) 「盛岡市5か条のスマホルール」についての取組を児童会と連携し各学期に1回は行う。

## VI 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

#### 重大事態

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺の企図等）や、いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。※被害児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合も、重大事態が発生したものとして対処する。

### 2 重大事態の報告

- (1) 重大事案が発生した際は、速やかに校長に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催するとともに、速やかに校長が学校の設置者（盛岡市教育委員会）に重大事態が発生したことを報告する。
- (3) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する。

- 3 学校が調査の主体になる場合  
盛岡市教育委員会の指導・支援のもと、以下のように対応する。
  - (1) いじめ問題調査委員会を招集する。
    - ア いじめ防止対策委員会を中心とした全職員体制をとる。
    - イ 調査の際には、重大事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有する適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
  - (2) 被害児童及び保護者等に対し、調査方針等の説明を行う。
  - (3) 調査委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
    - ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り時系列で把握する。
    - イ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
    - ウ 必要に応じて、北松園中学校のスクールカウンセラー等による教育相談またはカウンセリング等の機会を実施する。
  - (4) 調査結果を、盛岡市教育委員会に報告する。
  - (5) いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過を含め、適時・適切な方法により情報提供する。  
※関係者の個人情報に配慮する。
  - (6) いじめを受けた子ども及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
  - (7) 調査結果を踏まえ、いじめ防止対策委員会で再発防止策をまとめ、学校全体で取り組む。
- 4 盛岡市教育委員会が調査の主体になる場合  
盛岡市教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力する。

## Ⅶ 公表・点検・評価など

- 1 いじめ問題を隠蔽しない。
- 2 保護者や地域に、いじめ問題やこの問題への取り組みについての理解を深めるべく、PTA等関係団体と連携を図りながら、法の趣旨や本校の「いじめ防止基本方針」を保護者や地域に公表するなど、広報啓発を充実する。(4月に配付)
- 3 いじめ問題への取組を、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。
- 4 毎年度、いじめに関する統計・分析を行い、学校いじめ防止基本方針が機能しているか、点検・評価を行う。

## 2024 盛岡市立北松園小学校「学校いじめ防止基本方針」概要版

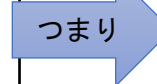
### 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。

### いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

軽微なことや、  
悪質性がないこと、  
厚意あるいは無自覚におこなったこと  
であっても、  
心身の苦痛を感じさせてしまった場合は  
「いじめ」ととらえる。



### 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

#### 重大事態への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 市教委への報告（市教委は市長へ報告）
- 市教委が調査主体を判断
- 《具体的取組》
  - ・調査組織の設置
  - ・調査の実施
  - ・被害児童、保護者への情報提供
  - ・調査結果の報告
  - ・市教委の指導のもと、解決に向けた措置

#### いじめへの対処

- 「いじめ防止対策委員会」で情報の共有、組織的対応
- 被害者児童を守り通す姿勢
- 保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応
- 市教委への報告
- 《対応方針の共有》
  - ・いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ・いじめられた児童・保護者への対応
  - ・いじめた児童への指導とその保護者への助言
  - ・いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・ネットいじめへの対応

#### 報告、調査

#### 方針、手立ての検討

### 北松園小いじめ防止対策委員会

- (構成員)
- ・校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、担任
- (役割)
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、確認、検証、修正
  - ・いじめに関わる研修会の企画（教職員の共通理解と意識啓発）
  - ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - ・いじめの相談、通報の窓口
  - ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
  - ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方

盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針

いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル

#### 助言、研修支援、評価

#### 周知、結果の共有

#### いじめの未然防止

- いじめについての指導（4月・毎月1日心の日）
- いじめに向かわない前向きな心の育成
  - 自己有用感の向上を促す声かけや、経験をふやし、自己指導能力の育成をする。
- 居場所と認め合いのある集団作り
- 道徳の授業を中心とした、主体的判断力の育成
- 「3つのあの心」の育成
  - あんぜん・あいさつ・あとしまつ の日常実践

#### いじめの早期発見

- 児童の様子観察
- 児童の交友関係・悩みの把握
- いじめなやみアンケートの実施（6・11・2月）
- 個別面談の実施
- 保護者アンケートの実施（11月）
- 相談体制の整備
  - 各種相談窓口の周知
- 保護者情報 いじめチェックシートを活用、期末面談
- いじめ標語 いじめしないせんげん
- 5か条のスマホルール